

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続を定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。
2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年6月24日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市

久喜市長

田中暄二

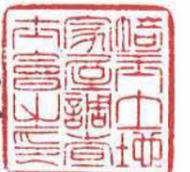


埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会

会長

佐藤忠治



別紙様式1 (第3条関係)

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

久喜市長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	久喜市	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【要請担当者】
担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

別紙様式2 (第4条関係)

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

久喜市長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	久喜市	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【派遣担当者】
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____